

条 例 名	理 由	要 旨																																
<p>奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例</p>	<p>県議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>第1 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正</p> <p>期末手当の支給割合を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 令和3年度</p> <table data-bbox="1064 582 1971 758"> <tr> <td>6月期</td> <td>100分の165</td> <td></td> <td>100分の165)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>100分の165</td> <td>→</td> <td><u>100分の150</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(△0.15月分)</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>100分の330</td> <td></td> <td><u>100分の315</u></td> </tr> </table> <p>(2) 令和4年度以降</p> <table data-bbox="1064 861 2016 1037"> <tr> <td>6月期</td> <td>100分の150</td> <td>→</td> <td><u>100分の157.5</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>100分の150</td> <td>→</td> <td><u>100分の157.5</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(年間を通じて△0.15月分)</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td></td> <td></td> <td><u>100分の315</u></td> </tr> </table> <p>(第8条関係)</p> <p>第2 施行期日等</p> <p>1 令和3年12月1日から施行する。ただし、第1の(2)は、令和4年4月1日から施行する。(令和3年11月29日公布)</p>	6月期	100分の165		100分の165)	12月期	100分の165	→	<u>100分の150</u>				(△0.15月分)	年	100分の330		<u>100分の315</u>	6月期	100分の150	→	<u>100分の157.5</u>	12月期	100分の150	→	<u>100分の157.5</u>				(年間を通じて△0.15月分)	年			<u>100分の315</u>
6月期	100分の165		100分の165)																															
12月期	100分の165	→	<u>100分の150</u>																															
			(△0.15月分)																															
年	100分の330		<u>100分の315</u>																															
6月期	100分の150	→	<u>100分の157.5</u>																															
12月期	100分の150	→	<u>100分の157.5</u>																															
			(年間を通じて△0.15月分)																															
年			<u>100分の315</u>																															